

令和元年7月18日 東北運輸局法令試験問題

(各都市共通)

(注釈)

試験問題中「個人タクシー事業」等の語句の意味は、それぞれ次のとおりとする。

- ・ 「個人タクシー事業」… 一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー）
- ・ 「事業者」… 一般乗用旅客自動車運送事業者（1人1車制個人タクシー）
- ・ 「タクシー」… 一般乗用旅客自動車運送事業用自動車

問1. 次の法令等の（ ）にあてはまる適切な語句を下欄から選んで、解答欄にその記号を記入して下さい。

道路運送法第6条（許可基準）

国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業の許可をしようとするときは、次の基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

- (1) 当該事業の計画が輸送の（ ① ）を確保するため適切なものであること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、当該事業の遂行上適切な（ ② ）を有するものであること。
- (3) 当該事業を自ら適確に遂行するに足る（ ③ ）を有するものであること。

旅客自動車運送事業運輸規則第24条（点呼等）

1 (略)

2 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を終了した運転者に対して（ ④ ）により点呼を行い、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び運行状況について報告を求め、並びに（ ⑤ ）の有無について確認を行わなければならない。

3～5 (略)

ア 調達	イ 口頭	ウ 公衆	エ 能力
オ 利益	カ 対面	キ 生活	ク 福祉
ケ 計画	コ 酒気帯び	サ 違反	シ 正常
ス 安全	セ 条件	ソ 体力	

問2. 次の記述のうち、適切なもの正しいものには○を、適切でないもの誤っているものには×を、解答欄に記入して下さい。

1. 道路運送法における一般旅客自動車運送事業とは、一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業及び一般乗用旅客自動車運送事業の3種類の事業のことをいいます。
2. 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者であっても、個人タクシー事業の許可を受けることができます。
3. 一般乗用旅客自動車運送事業者は、旅客の運賃及び料金のうち、旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める料金について設定又は変更した場合は、遅滞なく届け出なければなりません。
4. 道路運送法の規定により運賃及び料金の割り戻しは禁止されているが、事業主でもある個人タクシー事業者の場合は適用除外となっています。
5. 一般旅客自動車運送事業者は、運送約款を変更しようとするときはその30日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければなりません。
6. 営業区域内にある自宅を主たる事務所及び営業所としていた個人タクシー事業者が、当該自宅を増築した場合、主たる事務所及び営業所の広さに変更があっても位置に変更がなければ、事業計画変更の手続きは必要ありません。
7. 営業区域外で旅客から運送の申込みを受けた場合、当該旅客の着地が営業区域内であるかどうかを確認し、営業区域内であれば運送しても道路運送法違反ではありません。
8. 事業者は、発地又は着地のいずれかが許可等を受けた営業区域外となる旅客の運送をしてはなりません。
9. 一般旅客自動車運送事業者の事業について、旅客の利便その他公共の福祉を阻害している事実があると認められたときは、旅客の運送に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保することができる保険契約の締結等を命ぜられることがあります。
10. 一般乗用旅客自動車運送事業者が事業の廃止をしようとするときは、その30日前までに、その旨の届出を行わなければなりません。

11. 事業者が道路運送法に違反した場合、6月以内において期間を定めて自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止を命ぜられることがあります。
12. 事業者は、使用している事業用自動車に故障等により使用できなくなった場合、一時的に自家用自動車を使用して、事業を行うことができます。
13. 道路運送法に規定されている一般乗用旅客自動車運送事業の許可申請書の事業計画には、営業区域についても記載することになっています。
14. 事業者は、旅客の運賃その他運輸に関する料金の認可申請をしようとする場合には、運賃及び料金の收受並びに事業者の責任に関する事項を申請書に記載しなければなりません。
15. 道路運送法に規定する一般乗用旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受の手続きを行う場合、その申請書に譲渡価格を記載するとともに、譲渡譲受契約書の写しを添付する必要があります。
16. 旅客自動車運送事業運輸規則には、事業者間の活発な競争を促進することが、その目的として規定されています。
17. 事業者は、氏名及び住所を明らかにした者から運輸に関する苦情の申出を受け付けた場合、一定の事項を記録し、かつ、その記録を3年間保存しなければなりません。
18. 事業者は、金額の多少にかかわらず運賃又は料金を收受した場合、旅客の請求があったときは、收受した運賃又は料金の額を記載した領収証を発行しなければなりません。
19. 身体障害者補助犬及びこれと同等の能力を有すると認められる犬並びに愛玩用の小動物をタクシー車内に持ち込む旅客に対しては、運送の引受けを拒絶することができます。
20. 旅客自動車運送事業者は、天災その他の事故により、旅客が死亡し、又は負傷したときは、遺留品を保管しなければなりません。
21. 事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合、一定の事項を記録し、当該記録を事業用自動車に保存しておかなければなりません。

22. 一般乗用旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、迎車回送しようとする場合には、回送板を掲出しなければなりません。
23. 旅客自動車運送事業者は、事業年度の経過後、百日以内に「輸送実績報告書」の提出が義務づけられています。
24. 一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款において、事業者は、道路の損壊により、輸送の安全の確保のため一時的に運行中止その他の措置をしたとき、これによって旅客が受けた損害を賠償する責任を負うものと定められています。
25. 期限更新日において年齢が満65歳以上の個人タクシー事業者であっても、当該期限更新の申請前1年以内に公的医療機関等の医療提供施設において健康診断を受診した場合には、旅客自動車運送事業運輸規則に定めるところによる高齢者に対する適性診断を受診する必要はありません。
26. 個人タクシー事業の許可期限の更新申請書には、事業用自動車の自動車検査証の写し、対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険又は共済に加入していることを証する書面などを添付する必要があります。
27. 時間距離併用制運賃は、一定速度以下の走行速度になった場合の運送に要した時間を時間制運賃で換算し、距離制メーターに併算します。
28. 一般乗用旅客自動車運送事業の料金の種類は、待料金、迎車回送料金、サービス指定予約料金及びその他の料金とされています。
29. 事業用自動車の所有者の住所変更の場合は、道路運送車両法の規定に基づく移転登録の申請をしなければなりません。
30. 事業用自動車を運行する者は、一日一回運行開始前に自動車を点検する義務があります。
31. 道路運送法の規定に基づく「事業の休止」中は、道路運送車両法の規定する継続検査ができません。
32. 自動車事故報告規則の規定に基づく報告書については、記載内容及び添付資料が定められています。

33. 自動車事故報告規則の規定では、事業者は、自動車が転覆・転落し死者又は重傷者を生じる事故を引き起こした場合には、30日以内に自動車事故報告書を提出するほか、電話等の適当な方法によって48時間以内にその事故の概要を営業所の位置を管轄する運輸支局長に速報しなければならないこととなっています。
34. タクシー業務適正化特別措置法の単位地域内の事業者が、営業のために乗務するときに車内に表示しなければならないのは、「個人タクシー事業者乗務証」です。
35. タクシー業務適正化特別措置法の単位地域内の事業者は、当該事業用自動車の両側面に「個人」又はタクシー事業者が所属する団体の名称を表示しなければなりません。

氏名 _____

令和元年7月18日実施 東北運輸局（各都市共通）

法令試験問題

解答用紙

問1

①		②		③		④		⑤	
---	--	---	--	---	--	---	--	---	--

問2

1		2		3		4		5	
6		7		8		9		10	
11		12		13		14		15	
16		17		18		19		20	
21		22		23		24		25	
26		27		28		29		30	
31		32		33		34		35	

令和元年7月18日実施 東北運輸局（各都市共通）

法令試験問題模範解答

※ この模範解答は運輸局が公式に発表したものではなく、日個連東京都営業協同組合組織維持対策室にて判断・作成したものです。運輸局の見解とは異なる場合もあり得ますので、予めご了承下さい。

問1

①	ス	②	ケ	③	エ	④	カ	⑤	コ
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

問2

1	○ 運3	2	× 運7	3	× 運9-3	4	× 運10	5	× 運11
6	○ 運15	7	○ 運13	8	× 運20	9	○ 運31	10	○ 運38
11	○ 運40	12	× 運78	13	○ 運施4	14	× 運施10-3	15	○ 運施22
16	× 輸1	17	× 輸3	18	○ 輸10	19	× 輸13+52	20	○ 輸19
21	× 輸26-2	22	× 輸50	23	× 報告	24	× 約款9	25	× 期限更新
26	○ 期限更新	27	× 運賃制度	28	○ 運賃制度	29	× 車12+13	30	○ 車47-2
31	× 運38+車62	32	○ 事故3	33	× 事故2+3+4	34	○ 特46	35	× 特施29

問1において、号数が（アラビア数字）で記載されていますが原文通りです。

10は新型です。

（注釈）に基づき、34は既出設問の「タクシー業務適正化特別措置法の指定地域内の個人タクシー事業者」を「タクシー業務適正化特別措置法の単位地域内の事業者」に、8・11・12・17・18・34・35は既出設問の「個人タクシー事業者」を「事業者」に置き換えた文章になっています。